

2020年6月16日

事業主 殿

※構内業者等に該当事務場がありましたらご紹介をお願い致します。

(公社) 神奈川労務安全衛
鶴見支部 支



『衛生推進者養成』講習会の開催について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、労働安全衛生法第12の2及び安全衛生規則12条の2により常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場におきましては、安全衛生推進者又は衛生推進者の選任が義務づけられております。今回の衛生推進者は、銀行業・証券業・生保・損保業等の各店舗、飲食業、企業本社、映画演劇業、教育研究業、人材派遣業等の業種において選任が必要です。

労働災害体制強化のためにも、この機会に該当事業場におきましては是非受講されますようご案内申し上げます。

敬具

記

- 日 時 2020年7月28日(火) 9時30分～16時05分
(受付は午前9時から)
 - 場 所 (一財) 鶴見商工会館 1階 会議室
横浜市鶴見区鶴見中央3-26-4
電話 045(503)0017(事務局)
 - 講習内容
1) 衛生管理者の職務 (1H) 2) 作業環境管理及び作業管理 (1H)
3) 健康の保持増進 (1H) 4) 労働衛生教育 (1H)
5) 関係法令 (1H)
 - 受講料
会員・一般 10,030円
(受講料 8,930円、テキスト代 1,100円 共に税込10%)
※講習会当日の欠席、キャンセルの場合は受講料は返金いたしませんのでご了承下さい。
 - 修了証
後日、事業場様宛『終了証』を郵送致します。
 - 定 員 24名(定員になり次第〆切とさせていただきます。)
 - 持参品 筆記用具
- ※ 受講終了証に記載する「氏名・生年月日」の確認のため受講当日に本人確認をさせていただきます。
受付の際に運転免許証・健康保険証等(公的書類)で確認を致しますのでご提示ください。

7. 申込方法

- ①申込書に必要事項をご記入の上、FAXし受講料を7月21日までにお支払い下さい。
- ②銀行振込の場合は事前に申込み可否状況をお確かめの上、7月21日までにお振込下さい。
- ③申込後に受講を取りやめる場合は、前日までに事務局にご連絡ください。受講料は返金します。但し銀行等への振込返金時は手数料を除いた金額となります。
前日までにご連絡のない場合は受講料の返金はございませんのでご了承下さい。

- ◎ (公社) 神奈川労務安全衛生協会鶴見支部
〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-26-4
TEL. 045-503-0017 FAX. 045-505-3411
- ◎ 横浜銀行鶴見支店
口座名 神奈川労務安全衛生協会鶴見支部
口座番号 (普通) 0064420
<振込手数料は貴社負担にてお願いします>

FAX 送信票

鶴見支部事務局 (FAX 045-505-3411)

「衛生推進者養成」講習会申込書

2020年 月 日

(ふりがな) 受講者氏名	受講者住所	生年月日 (西暦表記)
	〒	. . .
	〒	. . .
事業場名		
所在地	〒	
連絡担当者氏名		所属
TEL		FAX
受講料の支払について、下記にご記入願います		該当するところを○で囲んでください。
		会員(会員NO) 一般
名分	円を 2020年 月 日	①銀行振込 ②事前に鶴見支部へ持参

※ご記入いただいた個人情報につきましては鶴見支部が責任を持って管理し他に使用いたしません